

社会福祉施設における人権侵害をなくすための取り組み

昨年度、県下の社会福祉施設（以下、施設）の職員による利用者への人権侵害など、不適切な出来事がありました。これにより松沢県知事は、不祥事の未然・再発防止策のためには、施設等で働く職員一人ひとりが、自分自身にも起こりうる人権意識の問題として受け止めていただくこと、管理監督の立場にある方々は、職員とともに解決していくという原点に立ち返ること、そして県としては、職員研修の実施や必要な指針の作成など、関係機関と一体となった取り組みを進めていく、と言った緊急アピールを出しています。

また、七月には県保健福祉部より県所管の児童・障害・高齢の各施設（計四、七九五施設等）の職員を対象にした一斉点検が実施され（回収率七六・八％）、その点検結果を踏まえ、六六・六％の施設が人権をテーマにした職員間の意見交換や研修等を行いました。

この結果を受け、本会と県の共

同で、各施設等で活用できる不祥事防止策の検討を行ってきましたが、より開かれた施設への取り組みとして、苦情解決の仕組みの活用等の周知を図り実効性のあるものとするほか、県福祉監査指導課内に、「社会福祉施設等職員の透明な職場づくり相談窓口」が設置されました。（☎045-210-8787 平日の午前九時から午後五時まで）

そのほか、管理者研修や職員研修等の充実として、本会で実施している研修において、人権意識の向上や利用者支援の技術の向上などを強化することとしています。

本会では、来る二月九日午後一時から施設部会主催の研修会「施設における利用者への権利侵害をなくすため」を実施します。主な内容としては、施設側からの権利侵害として捉えられた内容と生じた背景、さらには今後の課題解決に向けた具体的な取り組みなどの事例発表や、権利侵害が発生しやすい要因や回避方法など、参加者との意見交換を通し人権を考えてもらう機会とします。

（社会福祉施設・団体担当）

介護支援専門員実務研修受講試験 合格状況

平成二十一年十月二十五日、「第十二回介護支援専門員実務研修受講試験」を実施しました。

会場は県内五カ所（青山学院大学他）、受験者数は八、〇五六名、合格者は一、九二四名（合格率二三・九％）でした。受験者数は平成十年の第一回試験に次ぐ人数となりました。

した。職種別の合格者は表のとおりです。

引き続き県内の介護福祉士の資格保有者は増加傾向にあります。全国的資格累計では介護福祉士と看護師がほぼ同じ割合となっています。

合格者に対する実務研修は二月上旬から、本会、横浜市社協、川崎市社協で実施されます。

（介護支援専門員支援担当）

平成21年度介護支援専門員実務研修受講試験 職種(資格)別合格状況

職 種	合格者数 (人)		比率 (%)	
	() 内は昨年度	() 内は昨年度	() 内は昨年度	() 内は昨年度
介護福祉士	1,326	(1,284)	68.92	(68.44)
看護師	134	(117)	6.97	(6.24)
社会福祉士	118	(149)	6.13	(7.94)
介護等業務従事者	112	(88)	5.82	(4.69)
相談援助業務従事者	68	(61)	3.53	(3.25)
栄養士(管理栄養士を含む)	30	(44)	1.56	(2.35)
歯科衛生士	24	(18)	1.25	(0.96)
薬剤師	19	(24)	0.99	(1.28)
あん摩マッサージ指圧師	17	(9)	0.88	(0.48)
作業療法士	15	(17)	0.78	(0.91)
理学療法士	14	(24)	0.73	(1.28)
保健師	14	(10)	0.73	(0.53)
精神保健福祉士	8	(7)	0.42	(0.37)
准看護師	7	(8)	0.36	(0.43)
柔道整復師	7	(1)	0.36	(0.05)
はり師	4	(1)	0.21	(0.05)
言語聴覚士	3	(3)	0.16	(0.16)
助産師	2	(1)	0.10	(0.05)
歯科医師	1	(6)	0.05	(0.32)
視能訓練士	1	(1)	0.05	(0.05)
医師	0	(3)	0.00	(0.16)
義肢装具士	0	(0)	0.00	(0)
きゅう師	0	(0)	0.00	(0)
計	1,924	(1,876)	100	(100)